起こすがごとき事あるべからざるは勿論なり
来たる敵抗夫の行動に関しては厳重なる
取締りをなすと同時に一面においては
なるべく平和的手段により解決を
計るの方針なり
なお本件に関しては目下交渉中なるを以て
詳細の点は差し控えたし
つぎに採炭業組合規約は
つぎのごとくなり

（以下、会社の能率強硬 の項目）

一、本組合は採炭業組合と称し事務所を
　　大阪市に置く
二、本組合は組合員の採炭事業に関する
　　利益を増進するを目的とす
三、本組合は前条の目的を達するため
　　左の事業を行う
　　一、組合員の採炭事業に関する調査
　　二、組合員の採炭事業に関する指導
　　三、組合員の採炭事業に関する斡旋
　　四、組合員の採炭事業に関する統制
　　五、組合員の採炭事業に関する
　　　　共同施設
　　六、組合員の採炭事業に関する
　　　　共同販売
　　七、組合員の採炭事業に関する
　　　　共同購買
　　八、組合員の採炭事業に関する
　　　　金融
　　九、組合員の採炭事業に関する
　　　　保険
　　十、組合員の採炭事業に関する
　　　　共済
　　十一、組合員の採炭事業に関する
　　　　教育
　　十二、組合員の採炭事業に関する
　　　　宣伝
　　十三、組合員の採炭事業に関する
　　　　労働
　　十四、組合員の採炭事業に関する
　　　　福利
　　十五、組合員の採炭事業に関する
　　　　衛生
　　十六、組合員の採炭事業に関する
　　　　安全
　　十七、組合員の採炭事業に関する
　　　　災害
　　十八、組合員の採炭事業に関する
　　　　賠償
　　十九、組合員の採炭事業に関する
　　　　訴訟
　　二十、組合員の採炭事業に関する
　　　　仲裁
　　二十一、組合員の採炭事業に関する
　　　　調停
　　二十二、組合員の採炭事業に関する
　　　　和解
　　二十三、組合員の採炭事業に関する
　　　　その他
四、本組合は組合員の採炭事業に関する
　　利益を増進するため必要と認めたる
　　ときは組合員の採炭事業に関する
　　一切の事業を行うことができる
五、本組合は組合員の採炭事業に関する
　　利益を増進するため必要と認めたる
　　ときは組合員の採炭事業に関する
　　一切の事業を行うことができる